平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

配

給与の支払者受付印

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	帳票製作所	（フリガナ）あなたの氏名	ヒタチ　イチロウ
帳票　税務署長	給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。 5 5 5 5 5 1 2 3 4 5 0 0 1		日立　一郎　㊞
	給与の支払者の所在地（住所）	帳票県帳票市帳票町５－１－１	あなたの住所又は居所	帳票県帳票市帳票町１－１－１

◎あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	＊1　9,226,543 円	判定	☐ 900万円以下（A）　☑ 900万円超950万円以下（B）　☐ 950万円超1,000万円以下（C）	区分Ⅰ	B（左のA～Cを記載）

配偶者	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	＊2　337,654 円			区分Ⅱ	①
	ヒタチ　ハナコ	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	明・大・昭・平 40 年 8 月 22 日	判定	☑ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）	①			（左の①～④を記載）
	日立　花子	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生）／非居住者である配偶者／生計を一にする事実		☐ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②			
					☐ 38万円超85万円以下	③			
					☐ 85万円超123万円以下	④			

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
	給与所得	(1)	9,876,543 円		（注）9,226,543 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		（退職所得控除額）	（ⓐ－ⓑ）×1/2又は（ⓐ－ⓑ）
	(1)～(6)以外の所得	(7)		（うち特別控除額　円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
	（1）～（7）の合計額				9,226,543

⇒上記の＊1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
	給与所得	(1)	987,654 円		（注）337,654 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		（退職所得控除額）	（ⓐ－ⓑ）×1/2又は（ⓐ－ⓑ）
	(1)～(6)以外の所得	(7)		（うち特別控除額　円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
	（1）～（7）の合計額				337,654

⇒上記の＊2欄に転記してください。

（注）給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控除額の計算

		区分Ⅱ ①	②	③	④（＊2の見積額を参照してください。） 85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
区分Ⅰ	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額
320,000　円
配偶者特別控除の額
円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。